

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
②事務の概要	春日部市は、春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第98号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号。以下「番号利用条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格及び医療費助成額の認定、審査、決定を行う事務 ②Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る事務 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、ひとり親家庭等医療費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係るひとり親家庭等医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時にひとり親家庭等医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能になる。
③システムの名称	1. 医療助成(ひとり親)システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー 4. Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子父子ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第1項 別表第1の3の項 3. 番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-739-6844

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-739-6844
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[[]]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき、特定個人情報を入手し、本人からマイナンバーを入手できない場合は住基ネットで4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。その際、アクセス制限も設けている。システムへの入力、複数の職員で入力内容のチェックを行っている。(副本登録はシステムで自動的に行う) 「特定個人情報等の取扱いに関する事務マニュアル」を作成し、取得から廃棄までの留意点を規定している。毎年度セキュリティ研修による職員の教育研修を続けている。特定個人情報の記載された書類は施錠できるキャビネットに保管することを徹底し、USB等で情報を持ち出す際は暗号化、パスワードによる保護等を行ったうえで上長の許可を受けてから行う。 これらの対策を講じていることから、人為ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「春日部市特定個人情報の取扱いに関する管理規定」に則り、課内の事務マニュアルを作成。個人情報 が記載された書類は机上に置いたままにしない、パソコンの画面は他からは見えないようにする、プリン タに印刷物を放置しない、廃棄の際は誤廃棄をしないよう確認する。書類送付の際も誤封入が無いよう 複数人で確認する。個人情報のある書類は施錠できるキャビネットに保管している。書類の廃棄の際は 溶解することとし、それまでの間は箱詰し施錠できるキャビネット・書庫で保管している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分であ る」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月8日	I-4-①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成31年2月8日	I-4-②法令上の根拠		1. 番号法第19条8号 2. 番号利用条例第4条第2項 別表第2の8の	事後	
平成31年2月8日	I-5-①部署	福祉部 子育て支援課	こども未来部 こども政策課	事後	
平成31年2月8日	I-5-②所属長の役職名	子育て支援課長 神谷 司	こども政策課長	事後	
平成31年2月8日	I-7 請求先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当	市政情報課市民相談・情報公開担当	事後	
平成31年2月8日	I-7 連絡先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当	市政情報課市民相談・情報公開担当	事後	
平成31年2月8日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の 計数か	平成27年12月18日 時点	平成31年2月8日 時点	事後	
平成31年2月8日	Ⅱ-1 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年12月18日 時点	平成31年2月8日 時点	事後	
令和3年5月28日	I-1 システムの名称	1. ひとり親医療システム 2. 共通基盤(連携・統合宛名)	1. 医療助成(ひとり親)システム 2. 団体内 統合宛名システム 3. 春日部市中間サー	事前	
令和3年5月28日	I-2 特定個人情報ファイル 名	(1)ひとり親医療資格ファイル (2)ひとり親医療給付ファイル	(1)母子父子ファイル	事前	
令和3年5月28日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年2月8日 時点	令和3年5月28日 時点	事後	
令和3年5月28日	Ⅱ-1 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年2月8日 時点	令和3年5月28日 時点	事後	
令和4年10月24日	I-3 法令上の根拠	2. 番号利用条例第4条第1項 別表第1の4の 項	2. 番号利用条例第4条第1項 別表第1の3の 項	事後	
令和4年10月24日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条8号 2. 番号利用条例第4条第2項 別表第2の8の	1. 番号法第19条9号	事後	
令和5年3月30日	I-5-①部署	こども未来部 こども政策課	こども未来部 こども支援課	事前	
令和5年3月30日	I-5-②所属長の役職名	こども政策課長	こども支援課長	事前	
令和5年3月30日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の 計数か	令和4年10月24日 時点	令和5年3月30日 時点	事後	
令和5年3月30日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年10月24日 時点	令和5年3月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-7 請求先	所在地 〒344-8577 春日部市中央六丁目2 番地	所在地 〒344-8577 春日部市中央七丁目2 番地1	事前	
令和5年11月30日	I-8 連絡先	所在地 〒344-8577 春日部市中央六丁目2 番地	所在地 〒344-8577 春日部市中央七丁目2 番地1	事前	
令和7年3月14日	I-9規則第9条第2項の適用	—	項目追加	事後	基礎項目評価書の新様式への移行に伴う追記
令和7年3月14日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の 計数か	令和5年3月30日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年3月14日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和5年3月30日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年3月14日	IV-8人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	基礎項目評価書の新様式への移行に伴う追記
令和7年3月14日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	基礎項目評価書の新様式への移行に伴う追記
令和7年10月1日	I-1-②事務の概要	春日部市は、春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第98号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号。以下「番号利用条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 受給資格及び医療費助成額の認定、審査、決定を行う事務	春日部市は、春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第98号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号。以下「番号利用条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格及び医療費助成額の認定、審査、決定を行う事務 ②Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る事務 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、ひとり親家庭等医療費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係るひとり親家庭等医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時にひとり親家庭等医療費助成の給付を受ける際に、従来の後の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能になる。	事前	PMH接続対応のため
令和7年10月1日	I-1-③ システムの名称	1. 医療助成(ひとり親)システム 2. 団体内 統合宛名システム 3. 春日部市中間サー バー	1. 医療助成(ひとり親)システム 2. 団体内 統合宛名システム 3. 春日部市中間サー バー 4. Public Medical Hub(PMH)	事前	PMH接続対応のため
令和7年10月1日	I-3 法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第1項 別表第1の3の 項	1. 番号法第9条第2項 2. 番号利用条例第4条第1項 別表第1の3の 項 3. 番号法第19条第6号	事前	PMH接続対応のため
令和7年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和7年1月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事前	
令和7年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和7年1月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事前	